

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・競争入札の参加者の資格等	危機管理課
・一般競争入札の参加者の資格等	水産加工流通課
・保安林の指定	林政課
・道路の区域の変更(4件)	道路維持課
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始(3件)	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始(2件)	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂防課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	危機管理課
・大規模小売店舗の変更事項届出	商 務 金 融 課
・一般競争入札の実施	水産加工流通課
・土地改良区の役員の退任	農 村 整 備 課
・土地区画整理事業の換地処分	都 市 計 画 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧(2件)	砂 防 課
・開発行為に関する工事完了	建 築 課
・落札者等	物 品 管 理 室

告 示

長崎県告示第160号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
平成29年度長崎県防災行政無線施設保守業務
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
 - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正

の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、
支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 競争入札に付する事項に関し、1年以上の営業実績を有しない者

(6) 平成19年度以降にこの告示に示した業務又はこれと同等の類似業務について、国又は都道府県と契約の締
結及び履行の実績のない者

(7) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

3 入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき(2)に掲げる事項について審査し、
決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この告示の日から平成29年3月13日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとす
る。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から11に掲げる
場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、11に掲げる場所に提出すること（郵送可。書留郵便により平成29年3月13日
（月）午後5時必着のこと。）。

ア 法人にあっては登記簿謄本

イ 個人にあっては次の(ア)及び(イ)

(ア) 身元（分）証明書

(イ) 成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

6 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から平成29年4月30日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅

滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

10 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。
- (2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。
- (3) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

11 申請書の交付及び提出場所

- (住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13
(名称) 長崎県危機管理課（無線班）
(電話) 095-895-2191

長崎県告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作物保安管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定による罰則を受けた日から2年を経過していない者（同法第115条から第123条までの規定に該当しないこと。）
- (6) この告示の日の前日に、長崎県内に本社又は支社（支店、営業所等を含む。）を有していない者

- (7) この告示の日から申請書の提出期限までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- 3 入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
- ア 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項、第52条の2及び電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）の要件に該当する事業者で、県内に営業所（個人にあっては事務所）を有し、審査基準日（平成28年4月1日）の前日において5年以上の自家用電気工作物の保安管理業務の実績を有する者であること。
- イ 官公庁の建物で最大需用電力が500キロワット以上の需要設備がある自家用電気工作物保安管理業務委託の実績が過去10年以内においてある者
- ウ 受託実績（審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における受託実績により算出した年間平均受託実績）が100万円以上の者であること。
- 4 資格審査申請の時期
- この告示の日から平成29年3月11日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 5 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法
- 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (2) 申請書の提出方法
- 申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に直接持参すること。
- ア 法人にあっては登記簿謄本
- イ 個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書、住所地の市町村が発行する住民票及び法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 印鑑届（様式第2号）
- カ 口座振替申込書（様式第3号）
- キ 受託実績書（様式第4号）
- 受託期間、受託金額等が分かる契約書の写し等を添付すること。
- ク 技術職員名簿（様式第5号）
- 保安業務担当者になる要件を満たす職員についてのみ記載する。
- ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (4) 申請書の交付及び提出場所
- （名称）長崎県水産部水産加工流通課（魚市場班）
- （住所）〒850-8570 長崎市江戸町2-13
- （電話）095-824-1111 内線2875
- 6 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（原則として郵送）する。
- 7 資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から平成29年4月30日までとする。
- 8 資格申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 資格の取消し

- (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も同様とする。
- (2) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

(様式第1号)

整理番号 _____

新規 A		更新 B	
------	--	------	--

(いずれかに✓印をしてください。)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する業務委託契約に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

本社

0	0
---	---

郵便番号				-				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								印
電話番号					Eメールアドレス			
FAX番号								

支社

0	1
---	---

郵便番号				-				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								印
電話番号					Eメールアドレス			
FAX番号								

消費税及び地方消費税の該当する課税区分番号を記入してください

1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 法人にあつては、登記簿謄本
- 2 個人にあつては、次のア及びイ
ア 身元（分）証明書
イ 成年後見登記制度における登記事項証明書又は、登記されていないことの証明書
- 3 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 5 印 鑑 届（様式第2号）
- 6 口座振替申込書（様式第3号）
- 7 受託実績書（様式第4号）
- 8 技術員名簿（様式第5号）

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

2. 財務関係明細書（法人用）

貸 借 対 照 表

年 月 日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		賞与引当金	
原材料及び貯蔵品			
前払金		固定負債	
短期貸付金		長期借入金	
未収金		退職給与引当金	
貸付金		その他固定負債	
その他の流動資産			
貸倒引当金			
固定資産			
有形固定資産		負債の部合計	
土地			
建物・建物付属設備		資 本 の 部	
機械装置・車輛運搬具		資本金	
工具・器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産		その他	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書 (年 月 日から 年 月 日まで)

単位：円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益 [(ア) - (イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益 [(ウ) - (エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ)]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(カ) 税引前当期利益 [(ク) + (ケ) - (コ)]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益 [(カ) - (シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益 [(ス) + (セ)]	

3. 営業概要書（法人用）

(1) 前2カ年の損益状況

	売上高 (A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益 (税引後)	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事 業 年	千円	千円	千円	千円
基 準 年	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 直前事業年欄は、基準年の直前1年間の事業年の実績を記入すること。
2 基準年欄は、基準年（財務関係明細書作成年度）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

従 業 員 数	総 従 業 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合 計 人
		支社等の従業員数 01	()	()	()
	02	()	()	()	()
	03	()	()	()	()
	04	()	()	()	()
	05	()	()	()	()
	06	()	()	()	()
	07	()	()	()	()

- (注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自 己 資 本 額	区 分	資 本 金	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	任 意・別 途 積 立 金	当 期 未 処 分 利 益	計
	直前の事業年						
	基 準 年						

- (注) 事業主借（貸）は、（事業主借－事業主貸）を記入する。

(4) 財務比率

売上高当期利益率	当期利益	千円	×100=	%
	売上金額	千円		
固定長期適合率	固定資産計	千円	×100=	%
	固定負債＋ 自己資本計	千円		
流動比率	流動資産計	千円	×100=	%
	流動負債計	千円		

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	M T S H 年	年 月	年 月

※ 年月数は基準日の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

品目又は分類	金 額 (円)	営業比率 (%)	長 崎 県 庁 売 上 高 欄 (円)
合 計		100.0	

(注) 合計欄の額は、損益計算書の売上高（金額）と一致すること。

2. 財務関係明細書（個人用）

貸借対照表

年 月 日現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
当座預金		買掛金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未払金	
受取手形		前受金	
売掛金		預り金	
有価証券		その他流動負債	
棚卸資産			
前払金		固定負債	
貸付金		長期借入金	
その他の流動資産		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物・建物付属設備			
機械装置・車輛運搬具		引当金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		その他	
無形固定資産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元入金	
繰延資産		所得金額（損益計算書の(ス)）	
繰延費用			
事業主貸			
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

単位：円

経常損益の部	
(ア) 売上高金額（雑収入含む）	
(イ) 売上原価（差引原価）	
(ウ) 差引金額（売上総損益）〔(ア) - (イ)〕	
(ロ) 経費	
(カ) 差引金額〔(ウ) - (ロ)〕	
各種引当金・準備金等	
(キ) 繰戻額等〔(キ) + (ク)〕	
内訳 (キ) 貸倒引当金	
(ク) その他	
(ケ) 繰入額等〔(ロ) + (カ) + (キ)〕	
内訳 (ロ) 貸倒引当金	
(ハ) 専従者給与	
(ニ) その他	
(ス) 所得金額（青色申告特別控除前）	
〔(カ) + (ケ) - (ハ)〕	

3. 営業概要書（個人用）

(1) 前2カ年の損益状況

	売上金額 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直 前 事 業 年	千円	千円	千円	千円
基 準 年	千円	千円	千円	千円

- (注) 1 直前事業年欄は、基準年の直前1年間の事業年の実績を記入すること。
2 基準年欄は、基準年（財務関係明細書作成年度）の実績を記入すること。

(2) 従業員数（代表は除く。）

		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合 計 人
従 業 員 数	総 従 業 員 数				
	支社等の従業員数 01	()	()	()	()
	02	()	()	()	()
	03	()	()	()	()
	04	()	()	()	()
	05	()	()	()	()
	06	()	()	()	()
	07	()	()	()	()

- (注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己 資 本 額	区 分	事業主借（貸）	元 入 金	所 得 金 額	計
	直前の事業年				
	基 準 年				

- (注) 事業主借（貸）は、（事業主借－事業主貸）を記入する。

(4) 財務比率

売上高当期利益率	所得金額	千円	×100＝	%
	売上金額	千円		
固定長期適合率	固定資産計	千円	×100＝	%
	固定負債＋ 自己資本計	千円		
流 動 比 率	流動資産計	千円	×100＝	%
	流動負債計	千円		

- (注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	M T S H 年	年 月	年 月

※ 年月数は基準日の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

品目又は分類	金額 (円)	営業比率 (%)	長崎県庁 売上高欄 (円)
合 計		100.0	

(注) 合計欄の額は、損益計算書の売上高（金額）と一致すること。

4 委 任 状

商号又は
名 称 _____

私は、 役 職 名 _____を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

1 見積・入札・契約締結の件

2 代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

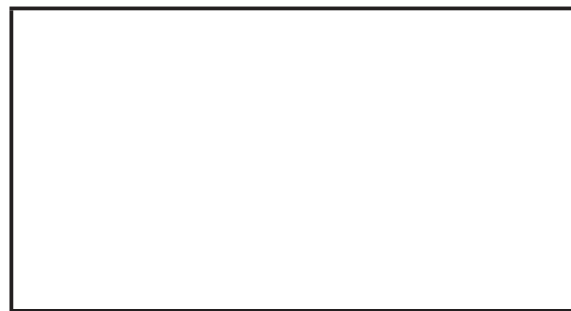
印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登 録 番 号						
---------	--	--	--	--	--	--

印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第3号)

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

口座振替申込書

長崎県知事 中村 法道 様

平成 年 月 日

長崎県の業務委託契約に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

預金種別

- 1：普通
- 2：当座
- 3：別段

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別	
口座番号 (右詰で記入)	口座 名義人 (漢字)		

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)																			

上記のとおり証明いたします。

平成 年 月 日

所在地

金融機関名

印

(様式第4号)

受 託 実 績 書

審査基準日 平成28年4月1日

長崎県内にある営業所（個人にあつては事務所）
の住所

商号又は名称

受託実績高（千円未満切捨て）

前々期（1） 千円

前 期（2） 千円

平均実績高（1）＋（2）／2 千円

※ 1,000千円以上の受託実績とその受託期間を確認出来る契約書の写しを必ず添付して下さい。

(様式第5号)

技 術 員 名 簿

氏 名	資格（免許種別）	免許番号数	取得年月日	保安業務 受託合計 換算係数

1 審査基準日の前日に長崎県内で、電気事業法に基づき直接受託業務に従事できる技術職員で、電気主任技術者の資格を有し保安業務担当者になる要件を満たす職員についてのみ記載して下さい。

2 電気主任技術者免状の写しと実務経験を証明できるものを添付して下さい。

(様式第6号)

資格審査結果通知書

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

長崎県知事 中村 法道 印

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社の参加資格を審査した結果、

下記のとおり資格がある

ものと決定しました。

資 格 が な い

記

1 登 録 番 号

2 登 録 年 月 日 平成 年 月 日

3 登 録 品 目 (業 種)

4 有 効 期 間 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(様式第7号)

登録番号						
------	--	--	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

平成 年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

TEL・FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び 変更年月日	変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

長崎県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市豊玉町田字ツカバマ1099の7、1099の25、1104の1、1104の2、1104の4、1105の1、字ホヲシノ浦1109の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 平瀬佐世保線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市広田2丁目390番2地先から 官公有無番地先（佐世保市広田2丁目160番3）まで	前	9.4~28.6	174.5	
	後	11.2~42.2	174.5	

長崎県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路線名 384号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市玉之浦町中須字荒髭73番7地先から 五島市玉之浦町中須字荒髭73番2地先まで	前	9.1~29.9	213.9	
	後	10.4~30.7	213.9	

長崎県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 奈留島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市奈留町浦字先古巣690番2地先から 五島市奈留町浦字中古巣674番25地先まで	前A	2.6~5.0	420.0	
	前B	8.6~9.5	368.1	
	後B	8.6~9.5	368.1	

長崎県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 平戸田平線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（平戸市田平町小手田免字ウルシヲ 1529番1）から 平戸市田平町小手田免字ウルシヲ1529番1地先まで	前	11.5~43.3	7.0	
	後	11.5~25.7	7.0	
平戸市田平町小手田免字七節567番1地先から 平戸市田平町小手田免字七節567番2地先まで	前	13.6~28.3	31.9	
	後	12.3~23.8	31.9	
平戸市田平町小手田免字立部410番1地先から 平戸市田平町小手田免字立部442番1地先まで	前	17.1~34.3	114.7	
	後	10.2~19.7	114.7	

長崎県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 平戸田平線	官公有無番地先（平戸市田平町小手田免字ウルシヲ1529番1） 平戸市田平町小手田免字立部442番1地先まで	平成29年3月3日

長崎県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 湯ノ本勝本線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町本宮南触字岳ノ山811番3地先から 壱岐市勝本町本宮南触字岳ノ山808番4地先まで	前	18.4～49.1	61.4	
	後	11.5～34.0	61.4	

長崎県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 湯ノ本勝本線	壱岐市勝本町本宮南触字岳ノ山811番5地先から 壱岐市勝本町本宮南触字岳ノ山808番1地先まで	平成29年3月3日

長崎県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 小長井線	諫早市小長井町小川原浦字川久保1433番1地先から 諫早市小長井町小川原浦字南川593番1地先まで	平成29年3月3日

長崎県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 栗木吉井線	佐世保市吉井町橋川内33番1地先から 佐世保市吉井町橋川内6番1地先まで	平成29年3月3日

長崎県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 湯ノ本芦辺線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町百合畑触字百合草畑107番1地先から 壱岐市勝本町立石南触字濱田1188番1地先まで	前A	14.5~31.5	137.3	
	後A	16.0~59.6	97.2	

長崎県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 湯ノ本芦辺線	壱岐市勝本町百合畑触字百合草畑107番1地先から 壱岐市勝本町立石南触字濱田1188番1地先まで	平成29年3月10日

長崎県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 大村嬉野線	東彼杵郡東彼杵町遠目郷字本遠目441番地先から 東彼杵郡東彼杵町遠目郷字本遠目449番3地先まで	平成29年3月15日

長崎県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

簡 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保-(急)-1767	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保-(急)-1771	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1771-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1772	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1772-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1772-3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1773	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1773-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1773-6	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1773-7	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
佐世保-(急)-1774	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1777	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1777-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1778	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1779	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域	
佐世保-(急)-1779-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

佐世保-(急)-1780	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1782	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1783	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1783-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1784	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1785	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1785-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1786	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1787	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1788	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1789	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1789-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1789-3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1789-4	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1789-5	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1790	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1792	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1792-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1792-3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1793	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1795	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1795- 2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1795- 3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1795- 5	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1796	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1798	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1798- 2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1798- 3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1798- 4	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1798- 5	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1798- 8	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1819	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1820	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1821	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1824	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1825	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1829	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1833	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1833- 2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1833- 3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1833- 4	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1834	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1834-3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1835	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1836	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1837	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1837-3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1838	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1839	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1840	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1840-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1842	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1842-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2163	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2163-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2164	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2165	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2166	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2167	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2168	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2169	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2169-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2170	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2170-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2170-3	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2170-4	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2171	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2171-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2171-3	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2172	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2172-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2173	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2174	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2174-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2175	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2175-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2176	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2176-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2177	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2178	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2178-2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2179	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2180	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2183	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2183-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2184	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2184-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2185	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2185-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2185-3	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2187	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2187-2	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2188	佐世保市下船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2189	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2193	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2194-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2195	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2195-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2195-3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-4	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-5	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-6	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2196-7	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-8	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2196-9	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2197	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2198	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2199	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2200	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2201	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2201-3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2201-5	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2202	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2202-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2202-3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2203	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2203-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2204	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2204-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2372	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2373	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2373-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2374	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2374-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2374-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2375	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2376-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2376-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2377	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2379	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2379-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2379-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2380	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2380-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2381-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2381-4	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2381-5	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2381-6	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2381-7	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2381-8	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2382	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2383	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2383-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2383-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2383-4	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2383-5	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2383-7	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2384-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2384-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2384-4	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2385	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2386	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2386-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2387	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2387-4	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2387-5	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2387-6	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2387-8	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2388	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2388-2	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2388-3	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2388-4	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2389	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2389-3	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2389-4	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2389-6	佐世保市野崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2390-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2391	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2391-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2392	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2393	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2393-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2394	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2394-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2395	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2395-3	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2395-4	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2396	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2397	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2397-2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2398-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2399	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2399-2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2399-3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2399-4	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2400	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-2401	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2402	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2402- 2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2403	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2403- 2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2403- 3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2404- 2	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2404- 3	佐世保市庵浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2549	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2550	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2550- 2	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2551	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2552	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2553	佐世保市俵ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2900	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-2901	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2901- 2	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-2901- 3	佐世保市船越町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0369	佐世保市船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0373	佐世保市船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0375	佐世保市船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(土)-0376	佐世保市船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0443	佐世保市下船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0445	佐世保市下船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0446	佐世保市下船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0447	佐世保市俵ヶ浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0449	佐世保市下船越町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0487	佐世保市俵ヶ浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0488	佐世保市俵ヶ浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0491	佐世保市俵ヶ浦町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

公 告

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

平成29年度長崎県防災行政無線施設保守業務

(2) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(3) 履行場所

長崎県庁新別館 ほか県内一円

(4) 業務の概要

本業務は履行期間中、県庁、県の地方機関、無線中継所等に設置した衛星通信設備、電源設備、情報通信設備その他の付随設備等の保守及び点検を行い、防災行政無線回線の安定した運用を確保する。

なお、仕様等詳細については入札説明書による。

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年3月3日付けの競争入札の参加者の資格等（平成29年長崎県告示第160号）に示した参加資格審

査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (3) この公告の日から7の入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(名称) 長崎県危機管理課 (無線班)
(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13
(電話) 095-895-2191
- 4 契約条項を示す場所
3の部局等とする。
- 5 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から平成29年3月13日(月)までの午前9時から午後5時までの間(県の休日を除く。)
(場所) 3の部局等とする。
- 6 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 7 入札の日時及び場所
(日時) 平成29年3月22日(水) 午前10時30分開始
(場所) 長崎県庁新別館3階 災害対策本部室
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 8 仕様書等に関する質問
仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。
 - (1) 受付期間
この公告の日から平成29年3月15日(水)までの午前9時から午後5時までの間(県の休日を除く。)
 - (2) 受付場所 3の部局とする。
 - (3) 質問方法
原則として押印した書面にて郵送により行うこと(やむを得ない場合はFAX(095-820-5348)での送信も可とするが、送信後直ちに原本を郵送すること。)
 - (4) 質問に対する回答
平成29年3月17日(金)までに文書で回答する。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、見積もった契約希望金額が該当する規模以上の同種の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件)を提出する場合
なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
 - ㍑ 3,000万円以上
 - ㍒ 3,000万円未満1,000万円以上
 - ㍓ 1,000万円未満
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行証明(2件以上)を提出する場合

なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

- ㍿ 3,000万円以上
- ㍾ 3,000万円未満1,000万円以上
- ㍿ 1,000万円未満

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合は、代理人は、入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(5)までに該当することにより無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

なお、最低制限価格は設定しない。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
S & B 葉山ショッピングプラザ
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社馬場家具 代表取締役 馬場 肇
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号
西九州スバル株式会社 代表取締役 内田 良一
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3605番地1
- (3) 変更した事項
- ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 西九州スバル株式会社 代表取締役 内田 良一
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号
(変更後) 西九州スバル株式会社 代表取締役 内田 良一
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3605番地1
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 西九州スバル株式会社 代表取締役 内田 良一
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水 優治
岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 外4者
(変更後) 西九州スバル株式会社 代表取締役 内田 良一
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3605番地1
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤 達也
岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 外4者
- (4) 変更の年月日
- ①平成28年10月27日
②平成28年10月27日 西九州スバル株式会社 住所変更
平成28年11月25日 株式会社ヒマラヤ 代表者変更
- 2 届出年月日
平成29年2月10日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部商務金融課、長崎市商工部商業振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商務金融課に提出しなければならない。

一般競争入札の実施（公告）

長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作物保安管理業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称
長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所
長崎市京泊3丁目3番1号

(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は3回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示（平成29年長崎県告示第161号）に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

平成29年長崎県告示第161号に定める競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所に提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称） 長崎県水産部水産加工流通課（魚市場班）

（住所） 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

（電話） 095-824-1111 内線2875

4 入札参加条件

(1) 2の入札参加資格を有していること。

(2) 当該業務を契約に基づき確実に直ちに履行できる者であること。

(3) 当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局の名称

（名称） 長崎県水産部水産加工流通課（魚市場班）

（住所） 〒850-8570 長崎市江戸町2-13

（電話） 095-824-1111 内線2875

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から平成29年3月10日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時場所

(1) 日時 平成29年3月21日 午前11時30分

(2) 場所 県庁第3別館1階入札室

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同規模以上、同種の契約の証明書等（2件以上）を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間の同規模以上、同種の契約の履行証明書等（2件以上）を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記の(1)から(5)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 所定の金額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (9) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号。以下「規則」という。）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令及び規則の定めるところによる。
- (4) その他詳細は入札説明書による。

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田原第2土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
福 田 良 治	雲仙市吾妻町馬場名1094番地

土地区画整理事業の換地処分（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、榎の鼻土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により、公告する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧期間 平成29年3月3日から平成29年3月16日まで
- 縦覧場所 五島振興局上五島支所建設課、新上五島町役場建設課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 南松浦郡新上五島町の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき新上五島町長に意見聴取を求める際に添付する。
- 提出先
〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2
五島振興局上五島支所建設部建設課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 平成29年3月3日から平成29年3月16日まで
- 2 縦覧場所 五島振興局建設部河港課、五島市役所
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 五島市(旧福江市)の一部
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙(規則様式第1)に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送(当日消印有効)により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき五島市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒853-8502 五島市福江町7-1
五島振興局建設部河港課

開発行為に関する工事完了(公告)

次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

許可番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所氏名
当初許可 平成24年11月26日 長崎県指令 24建第734号	長崎県南島原市深江町甲字裕5308番1の一部、 字芹川5209番1の一部、5213番2、5213番4の 一部、里道・水路の一部(1工区)	長崎県南島原市深江町甲5292番2 株式会社 ミカド観光センター 代表取締役 堀 辰幸

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年3月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
28入札第154号 電子計算機ネットワークシステム(PGM仕様1ほか) 4式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市江戸町2-13 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年2月22日
- 6 落札者
長崎市田中町585-5

扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬 勝範

7 落札価格(消費税及び地方消費税を除く。)

30,497,400円

8 入札公告日

平成29年1月10日

9 落札方式

最低価格

発行者

長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表(八九五)
二一一一
二一一六

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥